

2014年7月11日

全2頁

バーゼルIIIの初歩 第5回

バーゼルIIにおける信用リスク計測の精緻化とは？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光



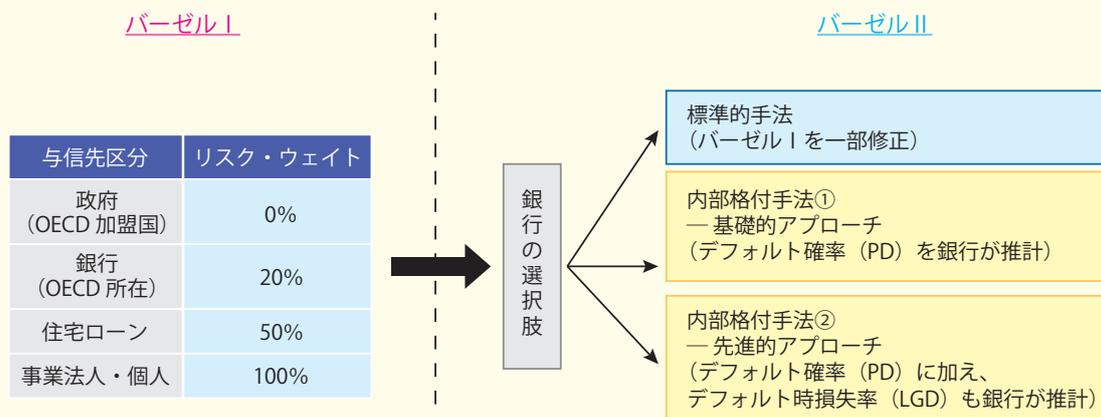
このシリーズでは、バーゼルIIIの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第5回は、バーゼルIIにおける信用リスク計測の精緻化の内容を解説します。

1 信用リスク計測の精緻化

バーゼルII導入における最大のインパクトは、信用リスク計測の精緻化です。

具体的には、バーゼルIIは、信用リスクの計測方法を、従来のバーゼルIをベースとした「標準的手法」と、銀行内部のリスク管理手法の要素を取り入れた「内部格付手法」の選択制としたのです（図表1参照）。

図表1 バーゼルII：信用リスク計測の精緻化のイメージ



(出所) 金融庁 / 日本銀行「新 BIS 規制案の概要」(2004年10月) を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

そして、これが「最大のインパクト」たるゆえんは、特に大手銀行や上位地銀を中心に、銀行に信用リスク管理を高度化していくインセンティブを与えた点にあります。すなわち、高度な手法を採用するほど所要自己資本額が少なくなる仕組みを導入したのです（後述参照）。

2 標準的手法

自己資本比率の計算式の分母に算入すべき信用リスクの額（信用リスク・アセット額）は、融資額や保有する有価証券の額（与信額）に、与信先区分に応じたリスク・ウェイトを乗じることにより算出します。

標準的手法では、リスク・ウェイトが定められています（図表2参照）。バーゼルⅠからの大きな変更点は、貸出先企業の信用力、すなわち格付に応じたリスク・ウェイトの使用を認めた点です。

図表2 バーゼルⅡ：標準的手法

与信先区分	リスク・ウェイト	
	(参考) バーゼルⅠ	バーゼルⅡ
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社※)	10%	10% (20%)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%～150% or (格付を使用せず) 一律100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権	100%	(引当率に応じ) 50%～150%
株式	100%	100%

(※)「地方三公社」とは、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社をいう。
(出所) 金融庁「バーゼル2（自己資本比率規制）について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

3 内部格付手法

内部格付手法は、各銀行が有する行内格付（内部格付）を用いて与信先の信用リスクをより精密に反映する方式です。これには、基礎的アプローチに基づく「基礎的内部格付手法」と、先進的アプローチに基づく「先進的内部格付手法」があります。これらを採用するためには、監督当局の承認を得る必要があります。

内部格付手法では、与信先ごとのデフォルト確率（PD: Probability of Default）、デフォルト時損失率（LGD: Loss Given Default）を各国共通の関数式に入れて、リスク・ウェイトを算出します（図表3参照）。

図表3 バーゼルⅡ：内部格付手法

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト確率（PD）	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率（LGD）	各行共通の設定（※）	銀行推計

(※) 例えば、事業法人向けの無担保債権については45%
(出所) 金融庁「バーゼル2（自己資本比率規制）について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

先に述べたとおり、バーゼルⅡは、高度な手法を採用するほど所要自己資本額が低くなる仕組みを導入しています。そのため、先進的内部格付手法が最も所要自己資本額を少なく抑える手法であると思われます。このことは、バーゼル委が2006年6月に公表した定量的影響度調査（QIS 5: 5th Quantitative Impact Study）の結果から推測されます¹⁾。

以上

次回（第6回）は、[バーゼル2.5の内容](#)を解説します。

1) バーゼル委ウェブサイト参照（<http://www.bis.org/bcbs/qis/qis5results.pdf>）。

以下の大和総研レポートも併せて参照ください。

◆「バーゼルⅡの影響度調査、正式発表」（吉井一洋）[2006年6月29日]

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/06062901financial.html>